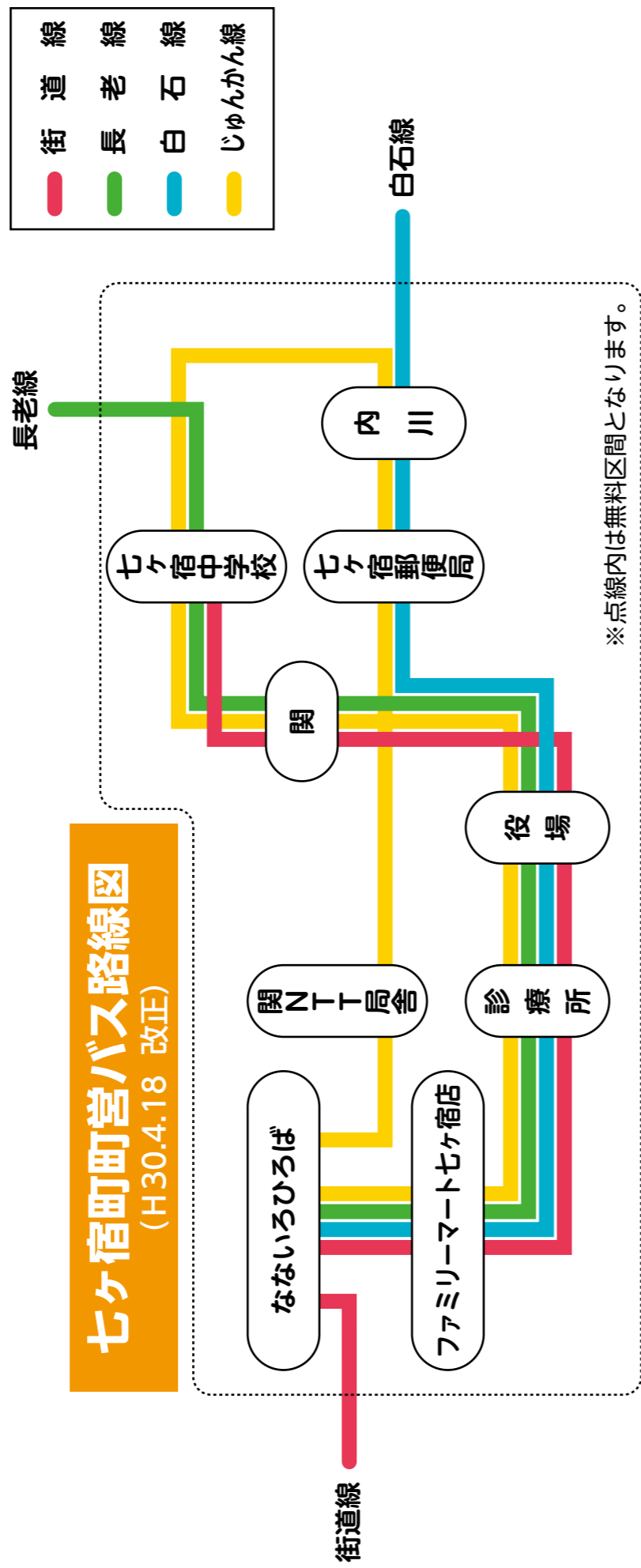


町営バス路線及び運行ダイヤの改正

なないろひろば内にお食事も可能なくつろぎの空間、多目的交流棟(Book&Cafeこ・らっしゅえ)が4月18日にオープンするのに併せて、街道線・長老線・白石線・じゅんかん線の一部路線変更と運行ダイヤの改正を行います。
15ページから22ページまで新しい時刻表を掲載しましたので、取り外し保存版としてご利用ください。また、関地区内の買い物や通院などの利便性を図るために、無料のじゅんかん線を運行していますので、ぜひご利用ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:山田)



七ヶ宿町営バス路線図 (H30.4.18 改正)

あなたの「空家」大丈夫ですか？

空家を放置していませんか

全国的に増加している空家の問題。現在、国などの行政機関をはじめとしてさまざまな対策が講じられています。町でも、相談窓口を設置して空家の情報提供、改修や解体などの助成金の相談を行っています。

放置された空家が及ぼす影響



老朽化による倒壊
屋根や外壁等脱落や倒壊など保安上危ない。

草木の繁茂、害虫の発生
草木が生い茂ると不衛生な状態になり害虫や害獣の発生。まちの景観も損ねる。



不審者の侵入
壊れた窓や勝手口から不審者が侵入。火災や犯罪の誘発するおそれ。

その他、ごみの不法投棄による悪臭や放火による危険性が高まるなど、まちの治安を悪化させる可能性があります。

助成制度をご活用ください

- 住みたい住宅応援事業
 - ・空家の改修 (上限額100万円)
 - ・空家の解体 (上限額50万円)
 - ・空家の家財等処分 (上限額15万円)

その他にも住宅に関する支援事業を行っていますので、積極的な活用をご検討ください。

※助成事業には上限枠等がありますので、事前にお問い合わせください。

「七ヶ宿町空家等対策計画」策定

維持管理されていない空家がもたらす多岐にわたる課題解決にむけて、空家等対策計画を策定しました。計画では、以下の3つを基本に総合的に空家対策を行っていきます。

適正な管理

空家は個人の財産です。所有者や管理者が適正に管理する責務があり、定期的に状況を確認し、メンテナンスを行い管理することが求められます。

空家の利活用

空家バンク
賃貸や売却が可能な空家等を集約し、空家の利活用を希望する人に情報提供します。

【まずはご相談下さい。】
町では、「空家を貸したい(売りたい)」「空家を借りたい(買いたい)」といった相談を受け付けています。

特定空家への対応

町では、七ヶ宿町空家等対策協議会を設置し、特定空家に対して対策の方針等を協議して、所有者や管理者に個々の状況に応じて助言・指導等を行います。

【特定空家】とは
■倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
■著しく衛生上有害となる恐れのある状態 などの空家

●お問い合わせ
農林建設課 ☎37-2115 (担当:新海)